

愛西市地域ケア推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地域の介護、医療、保健サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができる環境整備を行うとともに、市内の65歳以上の高齢者及びその家族が、尊厳を保ちながら住み慣れた地域において生活できるように支援することを目的とした、愛西市地域ケア推進会議(以下「地域ケア推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域ケア推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援ネットワークの構築に関する事。
- (2) 地域の社会資源情報の集約及び活用に関する事。
- (3) 地域課題の分析及び共有化に関する事。
- (4) 新たなサービス及び資源開発に関する事。
- (5) その他高齢者福祉に関する事。

(組織)

第3条 地域ケア推進会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 居宅介護支援専門員
- (5) 介護保険サービス事業者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 学識経験者以外の委員は、就任の時の身分を失ったときは、その職を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(個人情報保護)

第6条 地域ケア推進会議の委員は、職務上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会等の庶務は、保険福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア推進会議の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要綱にかかわらず、最初に任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。